ACSES ニュースレター_２２３５号（2021 年 12 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇米軍基地周辺の水から PFOS、目標値の 46 倍も　沖縄県調査で検出〈新聞報道〉
◇有害ガスか…自動車販売店で７人搬送 東京〈放送報道〉
◇激しい炎と熱 保土ケ谷バイパスの高架下で火災　現場を通過の車「熱っ...」〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・除雪機、半数以上が死亡事故～使う際に気を付けるポイント～〈製品評価技術基盤機構〉
・A 型の赤ちゃんに「AB 型」輸血　千葉県こども病院 心臓手術後に〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・「1 分後に充満、数分で致死量」　CO 拡大の想定実験　大阪ビル放火〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・モーリシャス油流出、船長らに禁錮 1 年 8 カ月 座礁当日はパーティー〈新聞報道〉
・JR 東海　リニアトンネル事故の再発防止策を発表　事故原因は不十分な施工会社の作業手順書〈Web 報道〉／J 東海「落ち度なかった」　リニア工事、2 人死傷事故で〈新聞報道〉
・ガソリン販売に注意を　放火犯防止、チラシ配布〈Web 報道〉
・乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！〈国民生活センター〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境省告示第 91 号）〈官報〉／放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の解除について〈環境省〉
[原子力施設全般]
・運転開始から 40 年超の老朽原発を動かしたい　国の執念を記者は見た〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医薬品
◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 416 号）〈官報〉
◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 417 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 418 号）〈官報〉
◇調剤薬局の倒産が過去最多 コロナで受診控えも影響〈放送報道〉
◇後発薬メーカーの相次ぐ処分で思わぬ影響　慢性的な薬不足で処方変更も〈新聞報道〉
◇アルツハイマー薬、普及に逆風　「効果疑問」の声―米承認から半年〈Web 報道〉
[4] 農薬

寒白菊（カンシロギク、ノースポール、クリサンセマム）

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 2203、2204 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 2205 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2206 号）〈官報〉
◇産業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2207 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2208 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇生ごみ由来都市ガス、一般家庭に　全国初、１万世帯向け―鹿児島市〈Web 報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について〈農林水産省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　［公募結果、意見募集結果］　１件　［統計資料］　３件
[9] その他省庁発表　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件　［開催記録、報告、資料等］　５件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　◇その他：１件
[付録]
◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 81 号）〈官報〉
◇脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意！「途中でやめたら返金なし！？」「解約したのに支払いは続く…」〈国民生活センター〉
◇国民生活センターADR の実施状況と結果概要について（令和 3 年度第 3 回）〈国民生活センター〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇米軍基地周辺の水から PFOS、目標値の 46 倍も　沖縄県調査で検出
＜朝日新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDW644WPDWTIPE010.html

沖縄県は 27 日、米軍基地周辺の水質調査結果をまとめ、49 地点のうち 7 割超の 38 地点で、発がん性が疑われる有機フッ素化合物「PFOS（ピーフォス)」などの濃度が環境省の暫定目標値（1 リットルあたり 50 ナノグラム以下）を超えたと発表した。

県が 2017 年度から始めた米軍基地周辺での定期調査で、今回は今年 8～10 月に飲料用水源ではない地点のわき水などを採水した。

嘉手納基地（沖縄市、嘉手納町、北谷町など）周辺では、今回調査した 14 地点の全てで目標値を超えた。米軍が 8 月に PFOS を含む水を下水道に放出した普天間飛行場（宜野湾市）周辺でも、20 地点中 11 地点で目標値を超えた。

目標値の 20 倍となる 1 千ナノグラム以上の地点は、2 基地周辺で計 8 地点。嘉手納町の民家の地下水からは、46 倍にあたる 2300 ナノグラムが検出された。

PFOS は泡消火剤などに使われてきたが、日本では 10 年に製造・使用が原則中止されている。国や県は、米軍への立ち入り調査を求めてきたが拒まれ、原因の特定に至っていない。

◇有害ガスか…自動車販売店で７人搬送 東京

＜日テレNEWS24　2021年12月27日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/12/27/071000468.html

東京・杉並区の自動車販売店で、２０代から３０代の男性従業員７人が体調不良を訴え、病院に搬送されました。全員意識はあるということです。

警視庁などによりますと、２６日午後７時ごろ、杉並区下高井戸の自動車販売店『メルセデス・ベンツ高井戸』で、２０代から３０代の男性従業員７人が作業中に体調不良を訴え、病院に搬送されました。全員意識はあるということです。

この７人が、２階の作業場で車の部品を交換する作業をしていたところ、なんらかの有害なガスが発生したとみられていますが、周辺への影響はないということです。警視庁は詳しい経緯を調べています。

現場は、京王線上北沢駅から北に５００メートルほどの場所です。

◇激しい炎と熱 保土ケ谷バイパスの高架下で火災　現場を通過の車「熱っ...」

＜FNNプライムオンライン　2021年12月27日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/291503

道路の左前方に見える、真っ赤に見える炎。

炎のすぐそばを通り過ぎる際、火事の現場は、思わず声が出てしまう熱さ。

その炎の激しさが伝わってくる。

27日午前8時すぎ、東京・町田市の保土ケ谷バイパスの高架下で、「工事の足場で何かが燃えている」と、目撃者から消防に通報があった。

火事があったのは、東名高速道路の横浜町田料金所のすぐ近く。

工場や倉庫が立ち並ぶ場所で起きた。

火元となったのは、塗装工事のために高架下に設置された足場だった。

勢いよく上がっていたのは、炎だけではない。

慌てて構えたカメラの先に見えたのは、空高くまで上がる煙。

火事を目撃した人は、出火当時、炎よりも煙が激しかったと話す。

目撃者「もうほとんど煙。最初は、どこが火元なのかわからない。事故かなぐらいの感じで、まさか火事とは思わなかった。最初は、はしごないまま、ホースで（消火活動を）やってたんですね」

火は、およそ5時間後に消し止められた。

塗装作業を始める前だったため、けが人はいなかった。

この火事により、バイパスや一般道に、特に被害は確認されていないという。

警視庁は、出火した状況を調べている。

◇その他の事故、事件

・除雪機、半数以上が死亡事故

～使う際に気を付けるポイント～

＜製品評価技術基盤機構　2021年12月23日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs211223.html

資料の概要：

　冬に除雪機による死亡事故が発生しています。2011年度から2020年度※1の10年間にNITE（ナイト）に通知された製品事故情報※2では、除雪機によりけがを負った事故は40件ありました。事故の被害状況をみると、40件のうち、死亡事故が25件発生しています。特に2020年度は直近の10年間で最も多く事故が通知されました。死亡事故2020年度が7件と近年では最多です。今年の冬は日本海側を中心に降雪量が平均並みか多いと予想されており、除雪機の使用機会が増加することが見込まれます。

NITE（ナイト）は、除雪機による事故を防ぐために、注意喚起を行います。

■除雪機の気を付けるポイント

○走行する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の壁や障害物に十分注意する。

〇デッドマンクラッチ機構などの安全機能を正しく使用する。
〇雪詰まりを取り除く際は必ずエンジンを切り、エンジンや回転部の停止を確認してから行う。また、直接手で行わず、雪かき棒を使用する。
（※1）2011 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日の事故を対象とします。
（※2）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。

・A 型の赤ちゃんに「AB 型」輸血　千葉県こども病院 心臓手術後に
＜FNN プライムオンライン　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/291375
千葉県こども病院で、心臓手術を受けたあとの、血液型がA型の生後1カ月の男の子に、誤ってAB型の血液を輸血していたことがわかった。
千葉県こども病院は2020年12月、生後1カ月の男の子が、先天性心疾患で心臓手術を受けたあと、集中治療室で全身管理中に、男の子の血液はA型だったが、誤ってAB型の血液を輸血した。
当時、集中治療室では、輸血が必要な乳児が2人いて、ほかの乳児のAB型の血液を、確認しないままA型の男の子に、およそ5ml輸血したという。
男の子は、障害は確認されず退院していて、千葉県こども病院は、輸血状況の確認を徹底するとしている。

◇***事故、事件の続報***
・「1 分後に充満、数分で致死量」　CO 拡大の想定実験　大阪ビル放火
＜朝日新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDW6DK5PDWPTIL00K.html
　大阪市北区の雑居ビルで 17 日発生し、25 人が死亡した放火殺人事件で、現場となったクリニック内での一酸化炭素（CO）の広がり方を専門家がシミュレーションした結果、「1 分後には室内に充満した」とする結果が出た。専門家は避難は困難だったとみている。
　大阪府警によると、事件で亡くなった 25 人の死因は全員が CO 中毒だった。
　火災に詳しい山田常圭（ときよし）・元東京大特任教授（火災安全工学）は、事件の状況について、3 次元シミュレーターを使って想定実験をした。
　現場となったクリニックと同じ面積、構造の部屋で、窓や出入り口は受付や待合室側しかない室内にガソリンがまかれたと想定し、CO 濃度の上昇や煙の流れ、温度変化を調べた。
　その結果、エレベーター付近からの出火によって発生した CO は、熱せられた煙とともに天井近くにたまったが、20 秒後には待合室全体に充満。1 分後には奥の診療室まで到達した。
　この時の CO 濃度は、一定時間吸うと激しい頭痛や嘔吐（おうと）を起こす 500ppm 程度とみられる。山田さんは「これまで判明した状況を前提にすると、火災の拡大で数分後には致死量の数千 ppm まで上昇したと推測される。黒煙で室内は停電したように光が届かず、床に倒れた被害者は煙を吸って死に至ったとみられる」と話した。
　CO 濃度は床に近いほど低く…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・モーリシャス油流出、船長らに禁錮 1 年 8 カ月　座礁当日はパーティー
＜朝日新聞　2021 年 12 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDX23ZGPDWUHBI029.html
　インド洋の島国モーリシャス沖合で昨年 7 月、日本企業の大型貨物船が座礁して燃料油が流出した事故で、同国の裁判所は 27 日、航海の安全を脅かした罪でインド人船長と乗組員の一等航海士にそれぞれ禁錮 1 年 8 カ月の有罪判決を言い渡した。
　一方、AFP 通信によると、2 人はこれまでの良好な態度や、すでに 1 年 4 カ月にわたって拘束されてきたことなどを理由に減刑されたという。2 人の弁護士は「ただちに釈放される」と話した。
　判決によると、船長らは乗組員が家族と連絡をとるためにインターネット回線を使えるように、モーリシャスの陸地に近づくよう進路を変更。適切な縮尺の海図を使用せず、安全な航海を怠った。また、座礁当日に船長は誕生日パーティーに参加して飲酒した上、見張りの乗組員も業務から解放してパーティーに参加させた。判決は

こうした行為を、「プロとしてふさわしくない」と指摘した。
　一方、2 人が後悔の念を示して謝罪したことは情状酌量の余地があるとした。

・モーリシャス沖の油流出１年　残る船体、撤去めど立たず
＜朝日新聞　2021 年 8 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP85660BP7WUHBI020.html
---

・JR 東海　リニアトンネル事故の再発防止策を発表　事故原因は不十分な施工会社の作業手順書
＜CHUKYO TV NEWS　2021 年 12 月 27 日＞
https://www.ctv.co.jp/news/articles/gahq7x4cg2vqytb3.html
岐阜県中津川市で発生したリニア中央新幹線のトンネル工事の崩落事故を受けて、JR 東海は 27 日、事故原因と再発防止策を発表しました。
10 月 27 日、中津川市で行われていたリニア中央新幹線の「瀬戸トンネル」建設のための作業用トンネルで、火薬を使った発破作業の後の点検中に崩落が発生しました。この事故で、作業員 1 人が死亡、1 人が重傷を負いました。
JR 東海は 27 日、この事故の原因について国のガイドラインを違反していないものの、施工会社による作業手順書の作成が不十分だったと発表しました。
具体的には、責任者の監視や指示がない中で崩落した切羽の真下より手前に設けた立ち入り禁止範囲に作業員が入ったことをあげていて、作業手順書に立ち入り禁止範囲や監視・指示の必要性などについて記されていませんでした。
これを受け再発防止策として、施工会社は作業手順書を詳細に作成し、作業員への周知の徹底を図るとしています。
また、JR 東海は、安全対策について設立した安全推進協議会を介して、他のトンネル工事の施工会社にも展開していくとしています。

・JR 東海「落ち度なかった」　リニア工事、2 人死傷事故で
＜朝日新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDW66DSPDWOIPE00S.html
　リニア中央新幹線の瀬戸トンネル（岐阜県中津川市）の工事で 2 人が死傷した事故をめぐり、JR 東海は 27 日、再発防止策を発表した。作業手順書の記載が明確でなく、国のガイドラインへの対応が不十分だったと結論づけた。工事の発注者としては「落ち度がなかった」と説明した。
　工事は奥村組など 3 社でつくる共同企業体（奥村組 JV）が担当し、その下請け業者が作業していた。事故は 10 月 27 日夜に発生。トンネル先端の発破後、現場で規定する「立ち入り禁止範囲」に作業員が入り、2 人を岩石が直撃した。
　国のガイドラインでは、崩落事故を防ぐために「手順を明らかにした作業手順書を作成すること」と指示している。現場では口頭で「立ち入り禁止範囲」を規定していたが、手順書に明確に書いていなかった。手順書などをもとに現場で常時監視するはずの監視責任者も対応が不十分だった。
　一方、手順書は奥村組 JV が作成するもので、JR 東海には「落ち度はなかった」（同社担当者）と説明。その理由を「監督業務として現地の確認や打ち合わせは適切に進めていた。奥村組 JV の対応が不十分だった」と述べた。
　再発防止策には、防護マットの設置などの安全対策のほか、現場監視の強化をあげた。今後は JR 東海と工事業者からなる中央新幹線安全推進協議会で、対策を共有するという。
　今回の崩落は「切羽（きりは）」と呼ばれるトンネルの先端部で発生。切羽は土砂や岩盤が崩れる「肌落ち」による労働災害が起きやすい。厚生労働省は 2016 年に山岳トンネル工事で切羽での肌落ち防止のためのガイドラインを策定し、18 年に改正している。
　ガイドラインでは、▽切羽への立ち入りは原則禁止で真に必要な場合のみ▽切羽での作業中に切羽を常時監視する「切羽監視責任者」を置くこと▽監視や退避方法を含め肌落ち防止のための計画や手順書を作成すること――などを求めている。
　発破のための装薬作業など切羽に近づいて作業せざるを得ない場合もあるが、そうした作業も遠隔化や機械化

を進めるよう求めている。
　ガイドラインは切羽を「掘削の最先端をいい、地山が露出している領域全体」などと定義。JR 東海の「切羽直下には立ち入っていない」という説明に、厚労省は「調査中なのでコメントできない」としている。
　ガイドラインは違反した場合の罰則はないが改善措置や再発防止を講じるよう求めるなど、行政指導の対象となる可能性はある。
　谷本親伯（ちかおさ）・大阪大名誉教授（トンネル工学）の話
　発破後に作業員が禁止範囲に入るといった初歩的なミスが原因だ。トンネル作業の基本を無視しており、作業員全体の熟練度が疑われる。未熟な作業員を使用せざるをえないことが問われるべきで、発注者と受注者の双方が協議して改善をはからなければならない。同様の崩落事故が起きているのはゆゆしき事態だ。一過性の調査ではなく、トンネル事故も国が常設の独立した調査委員会をつくって調査し、事例を蓄積して再発防止につなげるべきだ。

・ガソリン販売に注意を　放火犯防止、チラシ配布
＜共同通信　2021 年 12 月 27 日＞　https://nordot.app/848026751591153664?c=39546741839462401

・乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！
＜国民生活センター　2021 年 12 月 23 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_2.html
　2021 年 6 月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」に、乳児が水で膨らむボール状の樹脂製玩具（高吸水性樹脂）を誤飲して腸閉塞を起こし、開腹手術をしたという事故情報が寄せられました。また、同年 10 月と 12 月にも、それぞれ別の地域の医師から同様な事故情報が寄せられました。
　国民生活センターでは、2015 年にインテリアやディスプレー等に使用する、水で膨らむボール状の樹脂製品による幼児の腸閉塞の事故があり、注意喚起を行いましたが、再び同様の事故が樹脂製玩具においても複数件発生していることから、事故の再発防止のため、改めて消費者に注意喚起を行うこととしました。
「医師からの事故情報受付窓口」に寄せられた事故情報
事例 1
　水で膨らむボール状の樹脂製玩具を食べていた可能性があり、病院を受診したところ腸閉塞が認められたため、当該品による腸閉塞を疑い、開腹での手術を行った。
事例 2
　発熱や咳が繰り返し出る症状が現れ、翌日から嘔吐症状と食欲低下があり、翌々日、咳が治らず、入院した。腸管が広がっている様子や小腸先端に異常がみられ、同部位での閉塞が疑われたことから、緊急手術を行い小腸内の異物を摘出した。
事例 3
　水で膨らむボール状の樹脂製玩具で遊んだ 1～2 時間後から嘔吐があり、救急外来を受診し、症状発生から 4 日経過しても嘔吐症状が続いていた。再度救急外来を受診したところ、複数の膨張したボールが腸管内に確認され、誤飲から 5 日後に開腹手術を行い、腸管内の異物を摘出した。
消費者へのアドバイス
･水で膨らむ樹脂製品を誤飲すると、消化管内で膨らんで腸を閉塞することがあります。子どもが使用するときは保護者の監督下で行い、子どもが容易に持ち出せない場所に保管しましょう
･水で膨らむ樹脂製品の誤飲に気づいたときや、その疑いがあるときは、直ちに医療機関を受診しましょう
･対象年齢以下の子どもがいるご家庭では、水で膨らむ樹脂製品の購入を控えることも検討しましょう

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境省告示第 91 号）
　　［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　8 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450008f.html

・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の解除について
＜環境省　2021 年 12 月 27 日＞　http://www.env.go.jp/press/110369.html
　放射性物質汚染対処特別措置法※に基づき、汚染状況重点調査地域として指定されている福島県大玉村について、本日付けで指定を解除しました。
　これにより、汚染状況重点調査地域として指定されている市町村は 86 市町村になります。
※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

[原子力施設全般]
・運転開始から40年超の老朽原発を動かしたい　国の執念を記者は見た
＜朝日新聞　2021年12月27日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDS56PZPDSPISC007.html
　6月23日、関西電力は美浜原発3号機（福井県美浜町）を約10年ぶりに再稼働させた。3号機は運転開始から40年以上が経っている。このような老朽原発を動かすのは、東京電力福島第一原発事故後、初めてのことだ。日本の原発の歴史がまた一ページめくられた瞬間だった。
　福島の事故を教訓に、原発の運転は原則40年とするルールができた。だが、事故対策を強化した新規制基準に適合すれば、1度だけ最長20年間延長できるという例外規定がある。それを基に、原子力規制委員会は2016年、美浜3号機と高浜1、2号機（福井県高浜町）の運転延長を認可していた。
　あとは、関電が地元の同意を得られるか。それが今年のテーマだった。まず、高浜、美浜両町長が2月に再稼働に同意した。最後に残ったのが、杉本達治知事の判断だった。いつ、何を表明するのか、取材で探りつづけた。
　知事は昨年来、関電に条件を課していた。最も高いハードルが、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を提示すること。使用済み燃料を県内にため続けないことは、2代前の栗田幸雄知事の時代から求めていたことでもあった。
　だが、関電は結局、期限の昨年末までに候補地を示せなかった。一方で、青森県むつ市にある中間貯蔵施設を大手電力10社でつくる電気事業連合会が共同利用する案が浮上。ただ、むつ市は強く反発していた。
　事態が動いたのは2月12日だ。県庁で知事と面談した関電の森本孝社長が「選択肢の一つ」として、むつ市の施設に初めて言及。候補地を23年末までに確定できなければ、3基は運転しないと約束した。オンラインで参加した梶山弘志経済産業相（当時）も「しっかり取り組む」と関電を援護した。
　杉本知事は面談後、「議論に入る前提はクリアされた」と報道陣に語った。それまでの慎重姿勢からの転換だ。メモを取りながら、「かなり踏み込んだな」と感じた。選択肢の一つと言っても、当のむつ市は依然反発している。候補地の提示と言えるのか、と。
　2月の県議会では、姿勢を変えた知事が批判された。国の原子力政策に協力的な県議会の自民党会派も「前提が満たされたという知事の認識は理解し難い」と反発し、議論は紛糾した。
　それでも地ならしは着々と進んだ。資源エネルギー庁の幹部らは正月三が日のうちから福井入りし、調整に奔走していた。全国の老朽原発を再稼働させるため、福井県にいち早く先陣を切ってもらいたいという国の執念がにじむ。
　国は4月6日、老朽原発に1発電所あたり最大25億円の交付金を出すなどの地域振興策を提示。県議会は再稼働を事実上容認し、判断を知事に一任した。知事は同27日に梶山経産相とのオンライン面談に臨んだ。
　「将来にわたって原子力を持続的に活用していく」
　経産相はそう約束した。国と県が水面下の交渉で詰めた文言だという。
　「県が一番重視しているのはエネルギー政策の将来像。エネルギー基本計画の中身は閣議決定なので、大臣が言えることには限度がある。それでも最大限のことを言ってもらおうと調整した」と県幹部は明かす。
　杉本知事は翌28日に記者会見し、同意を表明した。2月からは同意のシナリオがあるかのようにあわただしく手続きが進み、大型連休前の決着となった。
　「県民益の最大化が私の責任」。知事は会見でそう強調した。ただ、それは国や関電が県との約束を果たすことが大前提になる。

10月に閣議決定した新たなエネルギー基本計画は、原発について「必要な規模を持続的に活用」と記載。「将来にわたって」の言葉はなく、「可能な限り原発依存度を低減する」という改定前からの表現は残った。4月の経産相の発言からは大きく後退した印象だ。中間貯蔵施設も具体的な進展は見えない。

約束は本当に守られるのか。再稼働から半年たった今も、信じられるだけの材料はそろっていない。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23104.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23103.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mZ9VCAEHrcXWwBY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mZ9VCAEHrcXXABY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年12月27日版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23087.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ynZtRDAUDqcHSZBY

・We updated COVID-19 Vaccine Booster Shots (3rd Dose) webpage
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/booster.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Mcs7V_Iisth-_9WjY

・COVID-19 Q&A just been updated
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y3dsRTEVD6YGTJFY

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、週１８３９人　増加幅拡大続く―新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021122700203&g=soc

---

[対策・予防]

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 81 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450002f.html
----＞ *末尾［付録］*

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-ERfdgImPJU1f2JY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

○コロナ飲み薬を特例承認、厚労省　国内初、来週から使用可能に

＜共同通信　2021 年 12 月 24 日＞　https://nordot.app/847053460826767360?c=39546741839462401

厚生労働省は 24 日、米製薬大手メルクが開発した新型コロナウイルス感染症の飲み薬「モルヌピラビル」を特例承認した。国内初の軽症者が使える飲み薬で、重症化を防ぐ効果がある。自宅でも服用可能なため医療機関の負担の軽減につながると期待される。新変異株「オミクロン株」への懸念が強まる中、政府は既に 160 万人分を確保。20 万人分を今週末から全国に配送するとしており、早ければ 27 日に医療機関や薬局に納入される。

ただメルク側が臨床試験結果を下方修正したほか、安全性の課題もあり、当初、期待したほどの効果は見込めないとの見方もある。

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 200 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 24 日　特別号外　第 104 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040001f.html

〇厚生労働省令第 200 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 24 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十三の五　（略） 百三十三の六　（略） 百三十三の七　モルヌピラビル及びその製剤 百三十三の八　（略） 百三十三の九～百三十三の十一　（略） 百三十四～百三十六　（略）	別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十三の五　（略） 百三十三の六　モガムリズマブ及びその製剤（新設） 百三十三の七　モルホリニルメルカプトベンゾチアゾール及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。 百三十三の八～百三十三の十　（略） 百三十四～百三十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 411 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 24 日　特別号外　第 104 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040002f.html

〇厚生労働省告示第 411 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七十五条第二項及び第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品（令和二年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年12月24日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第七十五条第二項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶　モルヌピラビル及びその製剤 ⑷　（略）	一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という。）第七十五条第二項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴　（略） ⑵　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノイルスベクター）（新設） ⑶　レムデシビル及びその製剤
二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　モルヌピラビル及びその製剤 ⑺　（略）	二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 ⑴～⑷　（略） ⑸　ソトロビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤（新設） ⑹　レムデシビル及びその製剤

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第412号）

［官報］　令和３年12月24日　特別号外　第104号２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211224/20211224t00104/20211224t001040002f.html

○厚生労働省告示第412号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年12月24日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 ⑴～(1074) (1075)　（略） (1076)　モルヌピラビル (1077)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 ⑴～(1074) (1075)　モリデュスタット （新設） (1076)　ヤケヒョウヒダニエキス・コナヒョウヒダ

(1078)～(1186)　　(略) 九　(略)	ニエキス (1077)～(1185)　　(略) 九　(略)

・塩野義製薬のコロナワクチン、最終段階の治験開始　国内勢初
＜毎日新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211227/k00/00m/040/191000c

・初の新型コロナ飲み薬 全国の医療機関や薬局に配送始まる
＜NHK　2021 年 12 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211227/k10013406161000.html
・コロナ飲み薬、接触者に発症予防　22 年内に、メルク日本法人
＜共同通信　2021 年 12 月 27 日＞　https://nordot.app/848124016444719104?c=39546741839462401

・仏、接種実質義務化を決定　ワクチン、法案 1 月施行へ
＜共同通信　2021 年 12 月 28 日＞　https://nordot.app/848294515122274304
・効果は…イスラエル病院で試験的４回目接種
＜日テレ NEWS24　2021 年 12 月 28 日＞
https://www.news24.jp/articles/2021/12/28/101001347.html

◇大学等関係
・オミクロン濃厚接触者、受験可能　入試指針見直し、別室で
＜共同通信　2021 年 12 月 27 日＞　https://nordot.app/848124016444719104
・共通テストの別室受験容認へ　オミクロン巡り、文科省 3 日で方針撤回
＜朝日新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDW6F62PDWUTILOOR.html

---

◇マスコミ報道　見出し
・濃厚接触、機内前後 2 列に　オミクロン株、運用戻す
＜共同通信　2021 年 12 月 27 日＞　https://nordot.app/848155221806202880?c=39546741839462401

・政府 オミクロン株濃厚接触者の扱い改め 無料検査対象を拡大へ
＜NHK　2021 年 12 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211228/k10013406691000.html
・市中感染、隣接県も無料検査へ　オミクロン株拡大に対応
＜共同通信　2021 年 12 月 27 日＞　https://nordot.app/848135970011807744?c=39546741839462401

****

[3] *医薬品等*

◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 416 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　号外　第 290 号　32～33 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900032f.html

○厚生労働省告示第 416 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和 3 年 12 月 27 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～十　（略） 十一　イトプリド 十二～五十　（略） 五十一　ナプロキセン 五十二～九十一　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～十　（略） （新設） 十一～四十九　（略） （新設） 五十～八十九　（略）

附　則

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（令和三年厚生労働省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネペートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一・二　（略） （削る） 三～六十四　（略） （削る） 六十五～八十一　（略） （削る） （削る） 八十二～八十七　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネペートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一・二　（略） 三　Ｌ－アスパラギン酸カルシウム 四～六十五　（略） 六十六　フツ化ナトリウム（洗口液に限る。） 六十七～八十三　（略） 八十四　メコバラミン 八十五　ユビデカレノン 八十六～九十一　（略）

◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 417 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　号外　第 290 号　33 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900033f.html

○厚生労働省告示第 417 号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年12月27日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタソン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～十　（略） 十一　イトプリド 十二～五十　（略） 五十一　ナプロキセン 五十二～九十一　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタソン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。 一～十　（略） （新設） 十一～四十九　（略） （新設） 五十二～九十一　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第418号）

［官報］　令和３年12月27日　号外　第290号　33頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900033f.html

○厚生労働省告示第418号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年12月27日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　（略） ⑵　イトプリド ⑶　（略） ⑷～⑾　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　イソコナソール（一錠中イソコナソール硝酸塩として〇・六ｇ以上を含有するものに限る。） （新設） ⑵　オキシメタソリン－クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。） ⑶～⑽　（略）

二　（略）	二　（略）

◇調剤薬局の倒産が過去最多 コロナで受診控えも影響

＜テレ朝 news　2021 年 12 月 27 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000239680.html

企業の倒産が低い水準にとどまるなか、調剤薬局の倒産件数が過去最多を更新しました。新型コロナによる受診控えなどが影響したとみられています。

東京商工リサーチによりますと、今年 1 月から 11 月の調剤薬局の倒産件数は 26 件でした。

このうち 6 件が新型コロナの影響による倒産です。

2004 年に集計を始めてから、最も多かった 2017 年の 17 件を 6 月の時点で上回りました。

調剤薬局を巡っては大手薬局チェーンやドラッグストアの参入が相次ぎ、薬局の総数はコンビニ店を上回るなど過当競争による倒産が相次いでいます。

さらに、新型コロナで感染防止意識が高まり、病院での受診を控える人が増えたことから、追い打ちをかけたとみられます。

◇後発薬メーカーの相次ぐ処分で思わぬ影響　慢性的な薬不足で処方変更も

＜京都新聞　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/701036

◇アルツハイマー薬、普及に逆風　「効果疑問」の声―米承認から半年

＜時事ドットコム　2021 年 12 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021122700562&g=int

****

[4] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 2203、2204 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450007f.html

農薬の新規登録 18 件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 2205 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450008f.html

農薬の登録失効３件が公示された。

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2206 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　号外　第 290 号　33～37 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900033f.html

肥料の登録の有効期間更新 189 件が公示された。

◇産業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2207 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　号外　第 290 号　37 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900037f.html

肥料の登録の産業者の住所変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2208 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　号外　第 290 号　37 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227g00290/20211227g002900037f.html

肥料の登録失効８件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇生ごみ由来都市ガス、一般家庭に　全国初、１万世帯向け―鹿児島市

＜時事ドットコム　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021122700567&g=soc

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について

＜農林水産省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/211227.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇労災疾病臨床研究補助金事業

＜厚生労働省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2mZ9VCAEHrcXW4BY

◇令和４年度　地域の健康増進活動支援事業について

＜厚生労働省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23017.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度医療施設等施設整備費補助金の交付額の内示について

＜厚生労働省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y3dsRTEVD6YGS5FY

[統計資料]

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和3年度8月号

＜厚生労働省　2021年12月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/c-med/2021/08/

◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和3年度8月号

＜厚生労働省　2021年12月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/ika_iryou/2021/08/

◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和3年度8月号

＜厚生労働省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/month/21/08.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 2197、2198 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450004f.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・産業構造審議会 産業技術環境分科会 地球環境小委員会 化学・非鉄金属 WG　　1 月 11 日

＜経済産業省　2021 年 12 月 27 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44466

1. 化学・非鉄金属業種のカーボンニュートラル行動計画について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・「厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会」の「とりまとめ」を公表します

＜厚生労働省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23054.html

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000873996.pdf

目次
第１はじめに
第２緊急時の薬事承認の在り方
１．我が国の対応状況と現状の課題
(1) 我が国の対応状況
①特例承認の活用
②早期の実用化に向けた薬事当局の対応
(2) 現状の課題
２．基本的な考え方
３．具体的な制度設計
(1) 緊急承認制度の対象
(2)発動の要件（緊急時の定義）
(3)運用の基準
(4)承認の期限・条件
(5)市販後の安全対策
(6)健康被害の救済
(7)迅速化のための特例措置
(8)その他
第３その他
１．電子処方箋
２．薬事行政の将来的な課題
第４おわりに

・第 65 回 食品表示部会【12 月 23 日開催】
＜内閣府　2021 年 12 月 27 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/065/shiryou/index.html
食品表示基準の一部改正（栄養成分等に関する表示 他）に係る審議
・第 15 回 日中省エネルギー・環境総合フォーラムを開催しました（結果概要）　12 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 27 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227003/20211227003.html?from=mj
・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議　法制度ワーキングチーム　配布資料
12 月 17 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcaac46e6eydlbF
1. 特定研究大学制度（仮称）の構築に向けた法制度に係る論点について
2. その他
・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第５回）　配布資料　12 月 24 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcaac46e6eydlbG
1. 制度改正に向けた論点整理（案）について
2. その他
****
[11] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・埼玉県美里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内７例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_5.html
---
・千葉県市川市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内６例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_4.html

---

・熊本県南関町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内５例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227.html
---

・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_6.html

◇*その他*

・学生おらず閉鎖、「山腹に描かれた白い水平線」と呼ばれるキャンパスどうなる
＜読売新聞　2021 年 12 月 26 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211222-OYT1T50325/

約３０年前に兵庫県宝塚市の丘陵地に開学した宝塚大（旧・宝塚造形芸術大）の宝塚キャンパスが実質的に閉鎖された形になっている。学部の廃止で２年前に学生の姿が見られなくなり、法人本部も今年４月に移転。学舎は「山腹に描かれた白い水平線」と呼ばれるランドマークで、キャンパスは地元に開放され、交流を深める場になってきただけに、今後の活用策が注目を集める。

宝塚市花屋敷つつじガ丘で１９８７年に宝塚造形芸術大が開学した。造形やデザイン関連の学部を設置し、漫画家の松本零士さんや映画監督の崔洋一さんを教授として迎えるなど話題になった。２０１０年に大阪・梅田に看護学部を新設し、名称を宝塚大に変更。東京・新宿のビルもキャンパスとしている。

住宅街に位置する宝塚キャンパスは広さ約２ヘクタール。学舎はフランスの建築家による水平と垂直の線を生かした設計でカラフルにペイントされている。中央のマルチメディアタワー（８階建て、高さ約３０メートル）は正三角柱で、周囲の緑に溶け込み、宝塚市や川西市の市街地からも見ることができる。

大学は地元密着を重視、キャンパスを住民団体の祭りの会場として提供したり、子ども向けの昆虫観察会が開かれたりし、交流の場になってきた。

しかし、定員割れが続くなどし、１６年度から造形芸術学部の学生募集を停止した結果、学生がいなくなり、今年４月には残っていた法人本部の事務局が大阪市内に移転した。

地元では「大学とはいい関係を築き、お世話になった。今後も施設を利用させてほしい」との声も強い。大学法人本部は「宝塚は発祥の地でもあり、大学の名称にも取り入れており、大事な場所」と強調するが、今後の活用について「現段階では検討中としか言えない」としている。

市中心部の武庫川中州にある「生」の石積みのオブジェの制作者として知られる現代美術家、大野良平さん（６２）は大学の彫刻コースの第１期生。「見晴らしのいい場所で、創作活動に集中したのはいい思い出です。廃虚のようになってしまっているのは、もったいない。建築としても価値があり、いい活用策が見つかれば」と話している。

****

[付録]

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 81 号）　*上記［2］関係*

［官報］　令和 3 年 12 月 27 日　本紙　第 645 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211227/20211227h00645/20211227h006450002f.html

○財務省令第 81 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第四条第一項各号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 27 日　　財務大臣　　鈴木　俊一

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給付金の非課税等）

第二条　法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める給付金は、次に掲げる給付金とする。

一　令和二年度の一般会計補正予算（第１号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

二　令和三年度の一般会計補正予算（第１号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

２　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　次項第一号に掲げる給付金の給付を受ける場合次に掲げる者

イ　令和二年四月分の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当（以下この項において「児童手当」という。）の支給を受ける者（同法第四条第一項第四号に係るもの（以下この項において「施設等受給者」という。）を除く。イにおいて「四月分受給者」という。）又は令和二年三月分の児童手当の支給を受ける者（施設等受給者及び四月分受給者を除く。イにおいて「三月分受給者」という。）（四月分受給者又は三月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

⑴　給付決定日（次項第一号に掲げる給付金の給付が決定される日をいう。ロにおいて同じ。）以前に死亡した場合当該四月分受給者が支給を受ける令和二年四月分の児童手当の支給の対象となった児童又は当該三月分受給者が支給を受ける同年三月分の児童手当の支給の対象となった児童（⑵において「対象児童」と総称する。）に係る当該四月分受給者又は三月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

⑵　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合当該配偶者

ロ　令和二年三月分若しくは四月分の児童手当の支給の対象となった児童であって、同年三月三十一日（同月分の児童手当の支給の対象となった児童については、同年二月二十九日）から給付決定日までの間において児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童（以下この項において「施設入所等児童」という。）であるものが委託されている同法第三条第三項第一号に規定する小規模住居型児童養育事業（次号において「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者若しくは同項第一号に規定する里親（次号において「里親」という。）又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている同法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等（次号において「障害児入所施設等」という。）の設置者その他これらに準ずる者

二　次項第二号に掲げる給付金の給付を受ける場合次に掲げる者

イ　令和三年九月分の児童手当の支給を受ける者（施設等受給者を除く。イにおいて「九月分受給者」という。）又は同年十月分の児童手当の支給を受ける者（同年九月一日から同月三十日までの間に生まれた当該児童手当の支給の対象となる児童（□及びロにおいて「令和三年十月分支給対象児童」という。）を有する者に限るものとし、施設等受給者を除く。イにおいて「十月分受給者」という。）（九月分受給者又は十月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

⑴　給付決定日（次項第二号に掲げる給付金の給付が決定される日をいう。以下この号において同じ。）以前に死亡した場合当該九月分受給者が支給を受ける令和三年九月分の児童手当の支給の対象となった児童又は令和三年十月分支給対象児童（⑵において「対象児童」と総称する。）に係る当該九月分受給者又は十月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

⑵　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合当該配偶者ロ令和三年九月分の児童手当の支給の対象となった児童又は令和三年十月分支給対象児童であって、令和三年九月三十日（以下この号において「基準日」という。）から給付決定日までの間において施設入所等児童であるものが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

ハ　基準日において十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であって十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（配偶者を有する者を除く。以下この号において「中学校修了後対象児童」という。）を養育する者（その児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条第一項に規定する所得の額が同令第一条に規定する額未満の者に限る。ハにおいて「特定養育者」という。）（特定養育者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

⑴　給付決定日以前に死亡した場合当該特定養育者が死亡した日以後に当該中学校修了後対象児童を養育する者その他これに準ずる者

⑵　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、当該中学校修了後対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合当該配偶者

ニ　基準日から給付決定日までの間において中学校修了後対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了後対象児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者ホ基準日の翌日から令和四年三月三十一日までの間に生まれた者（以下この号において「乳児」という。）を監護し、かつ、これと生計を一にしている児童手当法第三条第二項に規定する父又は母（当該乳児に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とし、その児童手当法施行令第三条第一項に規定する所得の額が同令第一条に規定する額未満の者に限る。ホにおいて「乳児養育者」という。）（乳児養育者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

⑴　給付決定日以前に死亡した場合当該乳児養育者が死亡した日以後に当該乳児を養育する者その他これに準ずる者

⑵　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、当該乳児を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合当該配偶へ基準日の翌日から給付決定日までの間において乳児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は乳児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

３　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める給付金は、次に掲げる給付金とする。

一　令和二年度の一般会計補正予算（第１号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

二　令和三年十一月二十六日の閣議決定「令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和三年度の一般会計補正予算（第１号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第二条の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

◇脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意！「途中でやめたら返金なし！？」「解約したのに支払いは続く…」

＜国民生活センター　2021 年 12 月 23 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_1.html

全国の消費生活センター等には年間 2,800 件を超える脱毛エステの相談が寄せられており、近年は男性がひげ脱毛等に通いトラブルとなるケースも増加しています。脱毛エステの相談はクーリング・オフや中途解約など解約に関するトラブルが多くみられますが、中でも「通い放題」「○年間脱毛し放題」「期間・回数無制限」「永久保証」「△年施術保証」などの長期間の施術を前提とするコースで中途解約・精算をするときにトラブルが生じたという事例が目立ちます。

そこで消費者トラブル防止のために相談事例と問題点を紹介し、消費者への注意喚起を行います。

年度別相談件数：2016 年度は 2,851 件、2017 年度は 4,916 件、2018 年度は 2,893 件、2019 年度は 2,885 件、

2020 年度は 2,859 件、2021 年度は 11 月 30 日までで 2,004 件です。

相談件数のうち解約が関わる割合：2016 年度は 61.0%、2017 年度は 50.3%、2018 年度は 46.4%、2019 年度は 47.8%、2020 年度は 52.1%、2021 年度は 11 月 30 日までで 50.9%です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2021 年 11 月 30 日までの PIO-NET 登録分。

相談事例

永久保証をうたう脱毛を 40 万円で契約し 1 回施術後、解約したら 10 万円請求された

数カ月前、インターネットで評判の良かった脱毛サロンに出向いた。個室に通され、「40 万円支払えば永久に脱毛が受けられる。これ以上お金はかからない」と説明され、高額だが一生この値段で受けられるのであればと思い、個別クレジットを組み分割払いで契約した。

1 回目の施術を受け、痛みがあることを伝えたら「これ以上出力を抑えると効果がなくなるので我慢して」と言われた。施術は 3 カ月に 1 度しか受けられず、これ以上続けられないと思い解約を申し出たら 1 回の施術代 8 万円と違約金 2 万円で合計 10 万円の解約料を請求された。契約書をみると「期間は 1 年間、施術は 5 回までが有償、6 回目以降は無償」との記載があった。1 回しか施術を受けていないのに解約料が高額で納得できない。

（2021 年 3 月受付　20 歳代　女性）

その他、以下のような相談も寄せられています

･施術有効期間が 3 年間と言われ契約したが中途解約ができる期間は 1 年だった

･3 年間通い放題コースを契約し中途解約したら有償部分は 1 回のみと返金を断られた

･解約になって初めて「18 回程で効果が出る施術だが返金対象は 8 回まで」と分かった

相談事例からみる特徴や問題点

「通い放題」「期間・回数無制限」の契約の構造

長期間にわたって施術を受けられるコースなどは多くの場合、契約上、「有償で施術を受けられる期間・回数」と「無償で施術を受けられる期間・回数」とに分かれている。

「有償」と「無償」の期間・回数は中途解約の精算ルールに影響する

脱毛エステの中途解約では「すでに提供されたサービスの対価」が請求されるが、精算の対象となるのは有償の期間・回数であり、原則、無償部分には発生しない。

「通い放題」と広告・説明された期間と実際の契約内容（有償部分）にギャップがある

通い放題で施術を受けられる期間全体からみると有償部分が少なく、無償部分が多くを占める契約になっている場合がある。消費者に実際の契約内容を十分に認識させていないため「思った以上に中途解約可能な期間が短かった」というトラブルが生じている。

脱毛のために通う標準的な期間・回数と実際の契約内容（有償部分）にギャップがある

脱毛にかかる標準的な期間・回数の目安と契約上の期間・回数が合致していないコースを勧められ、中途解約時に初めてそのことに気づきトラブルが生じている。

消費者へのアドバイス

･脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に

･長期間の契約が心配なときは都度払いができるコースやエステ店を選択しよう

･必ず契約書面で有償の期間・回数と単価を確認しよう

･「月々〇千円～」は月払い（都度払い）ではなく、クレジットの分割払金かもしれません。支払いが続く期間・回数も意識しよう

･少しでも不安に思った時、トラブルにあった時は最寄りの消費生活センター等に相談しよう

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

◇<u>国民生活センターADR の実施状況と結果概要について（令和 3 年度第 3 回）</u>

＜国民生活センター　2021 年 12 月 23 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_3.html

平成 21 年 4 月にスタートした、国民生活センター紛争解決委員会による ADR の実施状況と手続結果の概要について公表する。

［備考］
ADR：Alternative Dispute Resolution」（「裁判に代替する紛争解決手段」）　裁判外紛争解決手続
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律:「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」

実施状況（平成 21 年 4 月～令和 3 年 10 月末日）
平成 21 年度累計申請件数　106 件
平成 22 年度累計申請件数　137 件
平成 23 年度累計申請件数　150 件
平成 24 年度累計申請件数　151 件
平成 25 年度累計申請件数　151 件
平成 26 年度累計申請件数　167 件
平成 27 年度累計申請件数　155 件
平成 28 年度累計申請件数　167 件
平成 29 年度累計申請件数　172 件
平成 30 年度累計申請件数　177 件
令和元年度累計申請件数　204 件
令和 2 年度累計申請件数　166 件
令和 3 年度累計申請件数　90 件

結果の概要

紛争解決委員会（第 53 回会合、11 月 26 日開催）での審議を踏まえ、結果の概要を公表。

1. キャッシュカードの不正利用に関する紛争（2）
クレジットカードの不正利用に関する紛争（42）～（45）
2. 屋根改修工事の返金等に関する紛争（4）
3. 投資ソフトの解約に関する紛争（2）
4. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（15）
5. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（16）
6. 未成年者のオンラインゲームの高額請求に関する紛争（10）（11）
7. クレジットカードの不正利用に関する紛争（46）
8. ダイビング器材等の解約に関する紛争（2）
9. タブレット型コンピューターの保証に関する紛争
10. コンサルタント契約の解約に関する紛争（18）
11. クレジットカードの不正利用に関する紛争（48）
12. 洗濯機の漏水に関する紛争
13. 海外インターンシップの解約に関する紛争（2）
14. 脱毛エステの返金に関する紛争（13）
15. 保育料等の返金に関する紛争
16. 日英翻訳講座の中途解約に関する紛争
17. クレジットカードの不正利用に関する紛争（49）
18. 共済の転換に関する紛争
19. ペットの売買契約に関する紛争（6）
20. 金地金の売買契約の解約に関する紛争
21. 携帯電話の通信料に関する紛争（2）

22. インターネットを利用した副業契約の解約に関する紛争（28）
23. 脱毛エステの返金に関する紛争（14）
24. 結婚式と披露宴の解約に関する紛争（37）
25. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（18）（19）
26. クレジットカードの不正利用に関する紛争（50）
27. 出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争（20）
28. インターネットを利用した副業契約の解約に関する紛争（29）

********** 以上 **********